

日付	指摘頁	ご意見	対応	
第4回景観審	表紙	表紙のタイトルについて、ガイドラインというより手引書や解説書の意味合いが強いのではないか。	○	景観計画の79頁の色彩基準の表下に『(注)色彩基準の詳細については、別途定める「立川市景観色彩ガイドライン」による。』と記述しており、また、立川市景観条例上も「景観形成ガイドライン」として「ガイドライン」という文言を使用しており、変更できませんが、現在のタイトルにサブタイトルとして「～立川市景観計画における色彩基準の解説書～」と追記しました。
第5回景観審	表紙	表紙のタイトルについて、解説書を追加しただけだと、まだ分かりづらいので、立川市景観計画の色彩基準についてなどを加えた方がよい。	○	
第5回景観審	P.1-4	「色彩景観」と「景観色彩」など、混在しており、辞書にも出ていないので、整理した方がよい。	○	他行政の景観ガイドラインでも、「色彩景観」などは用いられていますが、一般的に定義されていないため、本ガイドラインでは内容を踏まえ「色彩」として整理しました。
第5回景観審	P.2	2頁のマンセル表色系の説明は、例としてのマンセル値など、景観計画と同じ表現の方がよいと思われる。	○	景観計画と合わせるよう修正しました。
第5回景観審	P.2-5	また、色彩や色調、色合いなど様々な似た言葉が使われており、漢字だったりひらがなだったり統一されていないので、整理した方がよい。	○	色合い、いろあい、色あいは「いろあい」に統一し、色調(トーン)についての説明を加えるなど、分かりやすくなるよう整理をしました。
第5回景観審	P.3	素材や光による色彩の見え方の違いについても、配慮事項の部分に追加した方がよい。	○	「■面積効果を考慮した色彩の選定」を「■色の見え方や素材を考慮した色彩の選定」に変更し、内容を追記しました。
第4回景観審	P.6-8	マンセル表記の明度と彩度の目盛りの文字が小さい。	○	できる限り大きくなるよう修正しました。
第5回景観審	P.6-8	マンセル表記で色相BG、B、PBが判別しにくい。	○	データ上で、見直しを行い、より正確な色彩になるよう、全体的に再調整を行ないました。
第4回景観審	-	ガラスの内側に貼る広告について、モラル的な部分を示せないか。	×	屋外広告物については、現在、都内で一律に東京都屋外広告物条例の適用を受けているため、立川市の屋外広告物等ガイドラインを策定する際には東京都との事前調整が必要となり時間を要しますが、今後、他の景観行政団体の策定状況も踏まえながら屋外広告物等ガイドラインの策定を検討する中で整理していきたいと考えております。
庁内会議	P.5 P.10	工作物の届出対象規模などが、出ていないのは不親切では？色彩ガイドラインと届出の手引きを兼ねたらどうか？	○	届出の手引きについては、色彩ガイドラインとは別で、届出の詳細についてまとめる方向で進めています。P.5の表記について、景観計画の基準は、本来、届出規模に関わらず、地域・地区に対して定められているということから見直しを行い、届出対象行為及び規模については参考資料(届出等の流れ)に移動しました。また、工作物についても追記しました。参考資料のボリュームが大きくなったこと、及び「目次」と「1-2ガイドラインの使い方」における内容が重複していることから、ページ構成を整理し、「目次」は「1-2ガイドラインの使い方」にまとめました。



立川市景観色彩ガイドライン
～立川市景観計画における色彩基準の解説書～



立川市
平成 25 年 3 月

1 はじめに

1-1 ガイドラインの位置付け

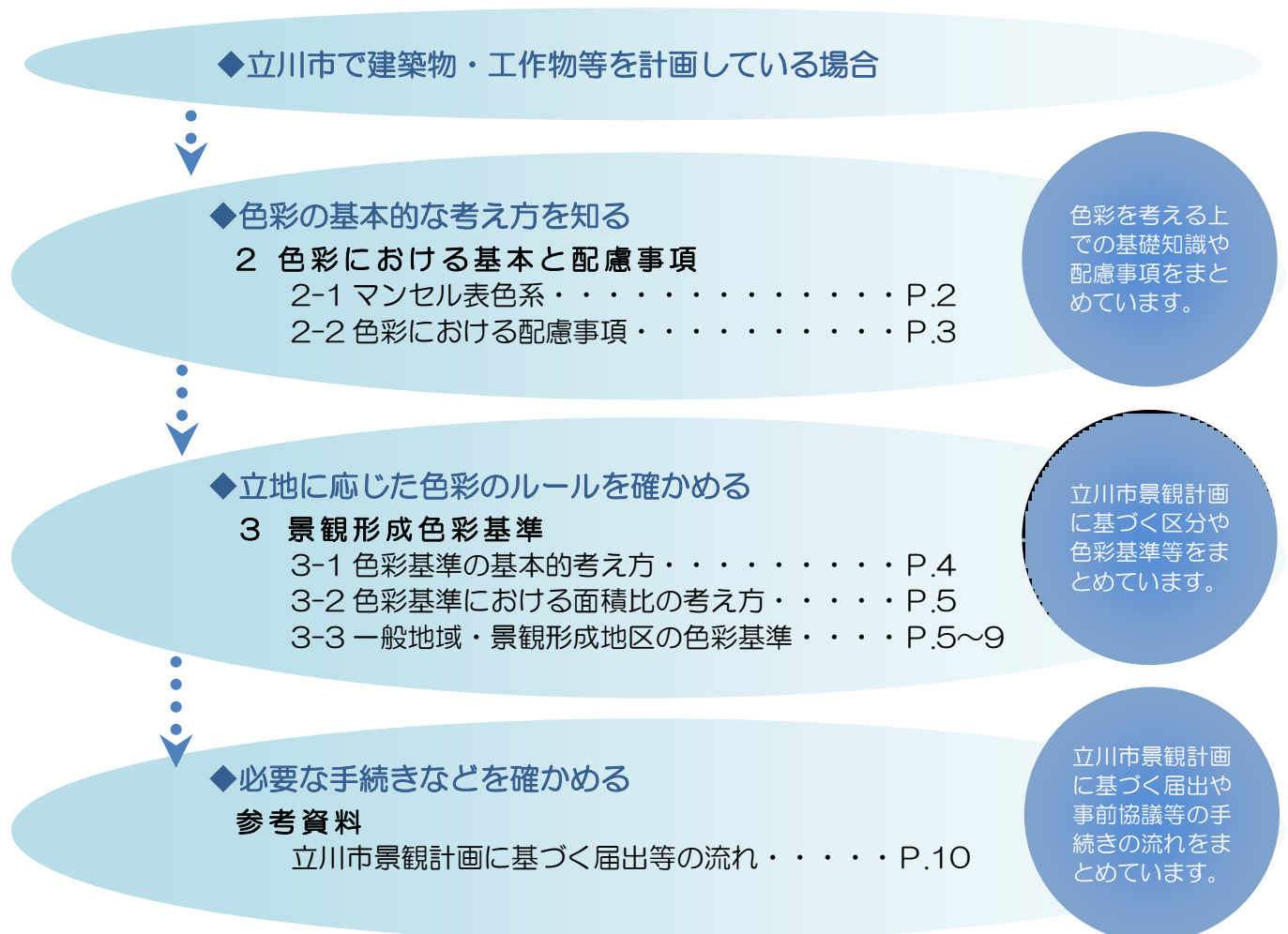
立川市は平成 24 年 7 月に景観行政団体となり、立川市が豊かさと愛着を感じながら暮らせる街として発展し続けるための景観づくりを推進することを目的とした「立川市景観計画」の運用を同年 10 月 1 日より開始いたしました。立川市景観計画では、「活力ある都市と豊かな緑が心地よくつながる魅力的な景観をつくります」を景観形成のテーマとしています。

本ガイドラインは、立川市景観計画に示された景観形成基準のうち、色彩に関する項目について、より詳しく解説したもので、市の景観を美しく整えるための色彩の基本的な考え方を示すとともに、マンセル記号による色彩基準表について、わかりやすく具体的な色彩を説明しています。また、色彩以外の景観形成（配置、形態意匠等）についても、立川市景観計画に示されていますので合わせて確認し、良好な景観形成に向けて取り組んでください。

1-2 ガイドラインの使い方

景観において、建物等の色彩は街並みの印象に大きな影響を与えます。立川市で建築物等を計画する場合は、本ガイドラインを参照し、地域ごとの特性に合った色彩を考慮し、計画してください。

建築物等の新築、外壁の塗替えなどを計画される場合は、計画敷地が景観計画区域の一般地域・景観形成地区のどこに該当するかを確認し、各地域・地区ごとに定められた色彩による景観形成の考え方や色彩基準等を遵守してください。



2 色彩における基本と配慮事項

2-1 マンセル表色系

景観計画の色彩基準では、建築物等の色彩を客観的かつ正確に表すため、マンセル表色系によるマンセル記号を用いています。

○マンセル表色系とは

マンセル表色系とは色彩の「ものさし」ともいえる尺度で、ひとつの色彩を色相・明度・彩度という3つの属性によって表現します。

色相（しきそう）；いろあい

色相は、「いろあい」を表します。10種類の基本色（赤、黄赤、黄、黄緑、緑、青緑、青、青紫、紫、赤紫）の頭文字をとったアルファベット（R、YR、Y、GY、G、BG、B、PB、P、RP）とその度合いを表す0から10までの数字を組み合わせ、10Rや5Yのように表記します。

明度（めいど）；あかるさ

明度は、「あかるさ」の度合いを0から10までの数値で表します。暗い色ほど数値が小さく、明るい色ほど数値が大きくなり10に近くなります。

彩度（さいど）；あざやかさ

彩度は、「あざやかさ」の度合いを0から14程度までの数値で表します。色味のない鈍い色ほど数値が小さく、白、黒、グレーなどの無彩色の彩度は0になります。

逆に鮮やかな色彩ほど数値が大きく、赤の原色の彩度は14程度です。

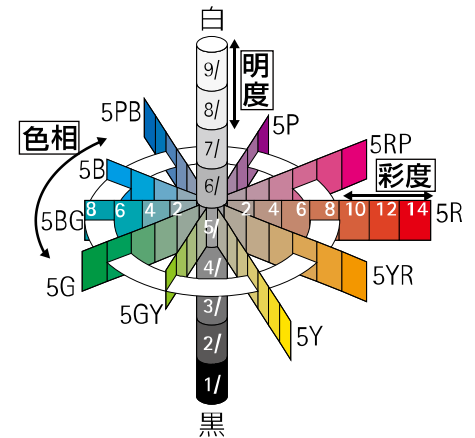
○マンセル記号とは

マンセル記号とは、これらの3つの属性を組み合わせ、ひとつの色彩を表記する記号です。

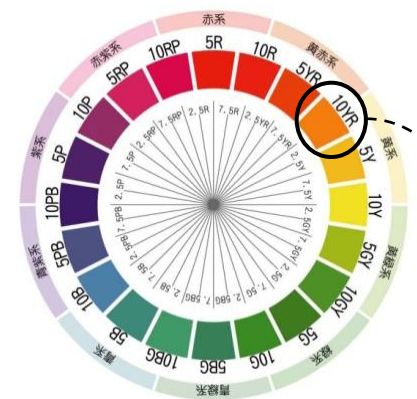
有彩色は10YR 8/1.5のように、**色相 明度／彩度**を組み合わせ、**て表記します。**

（無彩色はN4.0のようにニュートラルを表すNと明度を組み合わせ、**て表記します。）**

例) じゅうわいあーる はち の いってんご
10YR 8/1.5
色相 明度 彩度

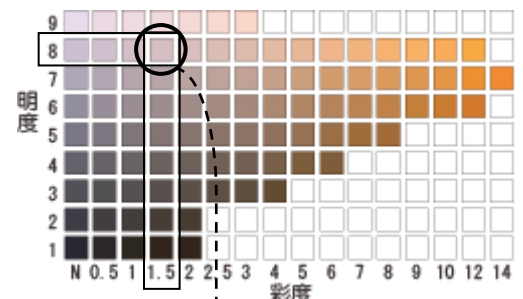


マンセル表色系のしくみ

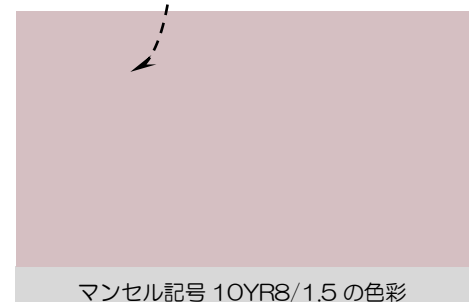


色相（マンセル色相環）

※色相の例 10YR



明度と彩度



マンセル記号 10YR8/1.5 の色彩

2-2 色彩における配慮事項

■色の見え方や素材を考慮した色彩の選定

鮮やかな色は小さな面積で見た場合に比べ、大きな面積になると、いっそう鮮やかな色に見えます。

明るい色は小さな面積で見た場合に比べ、大きな面積になると、いっそう明るい色に見えます。

暗い色は小さな面積で見た場合に比べ、大きな面積になると、いっそう暗い色に見えてきます。

このように「あかるさ」や「あざやかさ」に差がでるだけでなく、イメージも変化して見える現象を色の面積効果といいます。

同じ色彩であっても、日あたり、日陰、方位などにより色の見え方が変わります。人工照明と自然光など、光の種類によっても色の見え方は異なります。建築物の外観等を検討する際には、面積効果や光のあたり方や種類を考慮し、色彩を慎重に選定する必要があります。

また、コンクリート、タイル、木材などの素材や、ガラスや金属パネルなどの光沢の有無によっても建物の印象は変わります。地域性に調和する素材を選定することが大切です。



■目立たせるもの・なじませるもの

街並みの景観は多様な要素によって構成されており、標識など目立つ必要のある要素がある一方で、周辺に融和させる方がよい要素もあり、快適な景観を形成するためには、多様な要素の主と従の関係を良好に保つことが重要です。

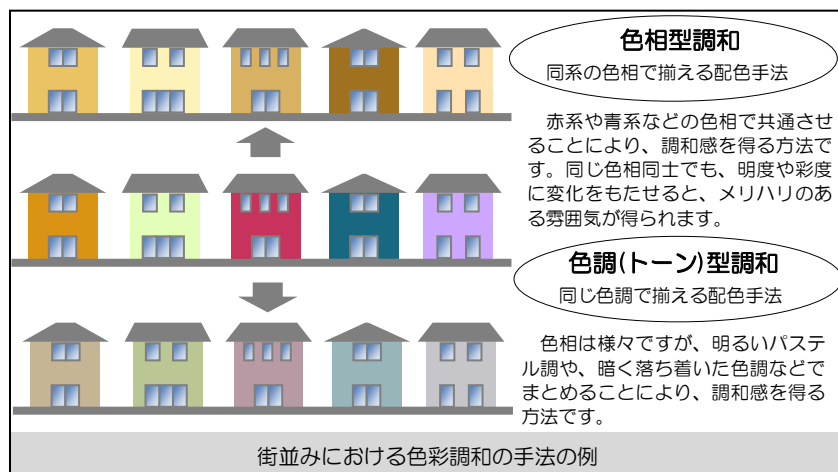
建築物や工作物等のように規模が大きく長年にわたり同じ場所にあり続けるものは、周辺に馴染む色彩を基本とし、交通標識や公共サインなどの生活に欠くことのできない情報や街並みにうるおいを与える緑などが周辺から際立つように配慮することが大切です。



■街並みにおける色彩調和の考え方

街並みの色彩に連続性や共通性を持たせる代表的な手法として、同系の色相で整えていく「色相型調和」と、同系の色調（色の調子）で整えていく「色調（トーン）型調和」があります。

また自然の素材などのように、暖かみのある穏やかな色調は、日本の景観において調和を得やすいといえます。

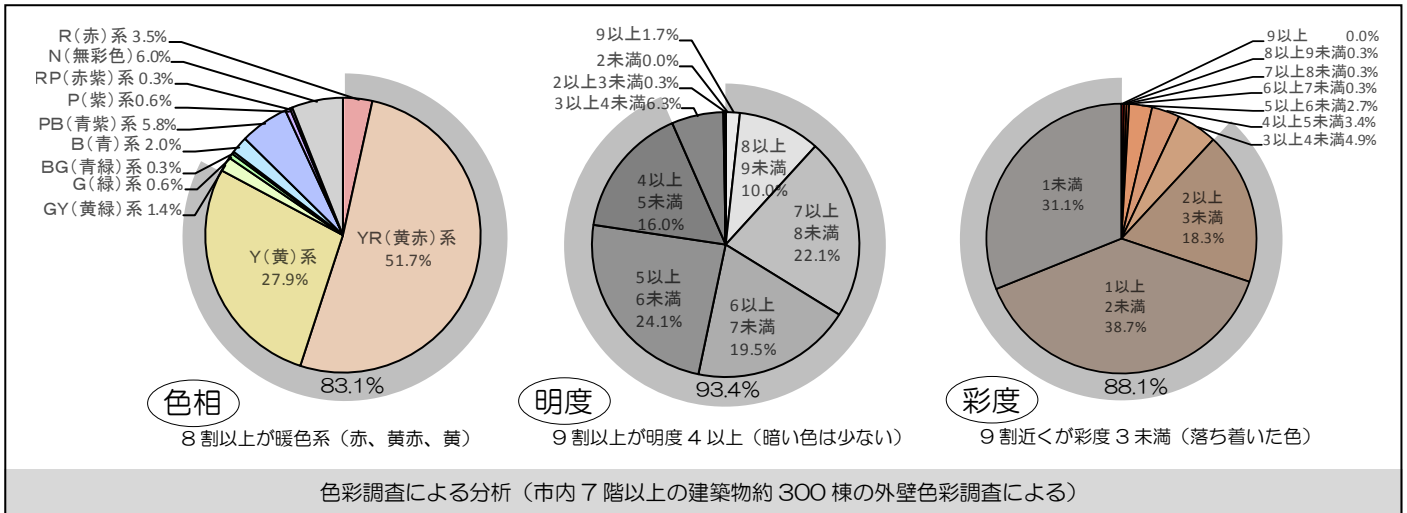


3 景観形成色彩基準

3-1 色彩基準の基本的考え方

立川市は、市内の大規模建築物、寺社や蔵などの建物、四季を通じた自然のいろあいを対象として色彩調査を行いました。

市内の街並みにおける建物の色相は暖色系で、明度は高く、彩度は低い傾向が見られ、四季の自然のいろあいが映える明るく落ち着いた暖かみのある街並みが立川市の特徴となっています。



また、立川市には、多摩川や残堀川、玉川上水、柴崎分水、砂川用水、立川崖線、国分寺崖線、国営昭和記念公園、社寺林、屋敷林、農地など、地域特性に富んだ緑豊かな景観があります。

個々の建築物等を街並みに調和させることにより、地域の自然がもたらす色彩が街並みに映え、季節の彩りやうるおいを、より鮮やかに感じることができます。

立川市の景観においては、これらの地域特性を踏まえ、良好な街並みを維持するとともに、地域・地区の特性を生かした色彩の誘導を図ります。



3-2 色彩基準の面積比の考え方

建築物等の色彩については、各地域・地区の色彩による景観形成の考え方を踏まえるとともに、外壁各面に対する面積を以下の割合とします。

外壁基本色

建築物の外壁の基本となる色は街並みの景観に与える影響が大きい部分であるため、外壁各面の4/5以上は、色彩基準の外壁基本色の範囲内の色彩とします。

強調色

外壁に表情をつける場合など、外壁各面の1/5以下については、色彩基準の強調色の範囲内の色彩にすることができます。

アクセント色

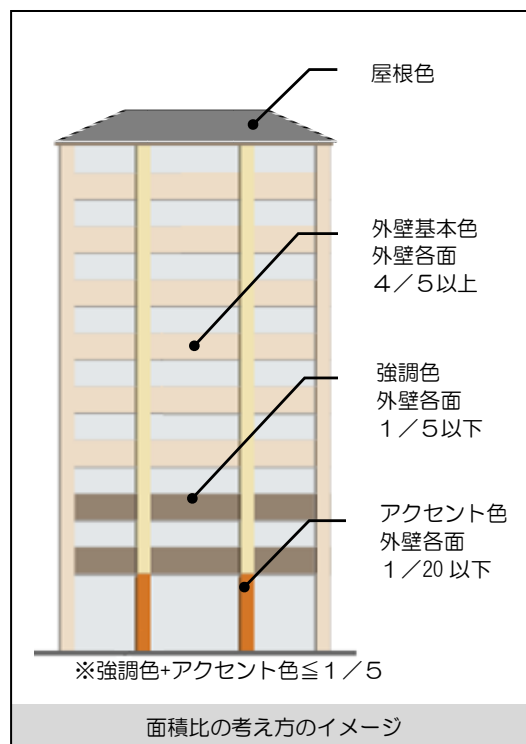
外壁各面の1/20以下については、良好な街並みの形成につながると認められる場合に限り、強調色のほかに外壁にアクセントとして、主に建築物の中低層部に用いることができます。

強調色とアクセント色の総量は外壁各面の1/5以下とします。

屋根色

勾配屋根については、屋根色の基準に適合した色彩を用いてください。

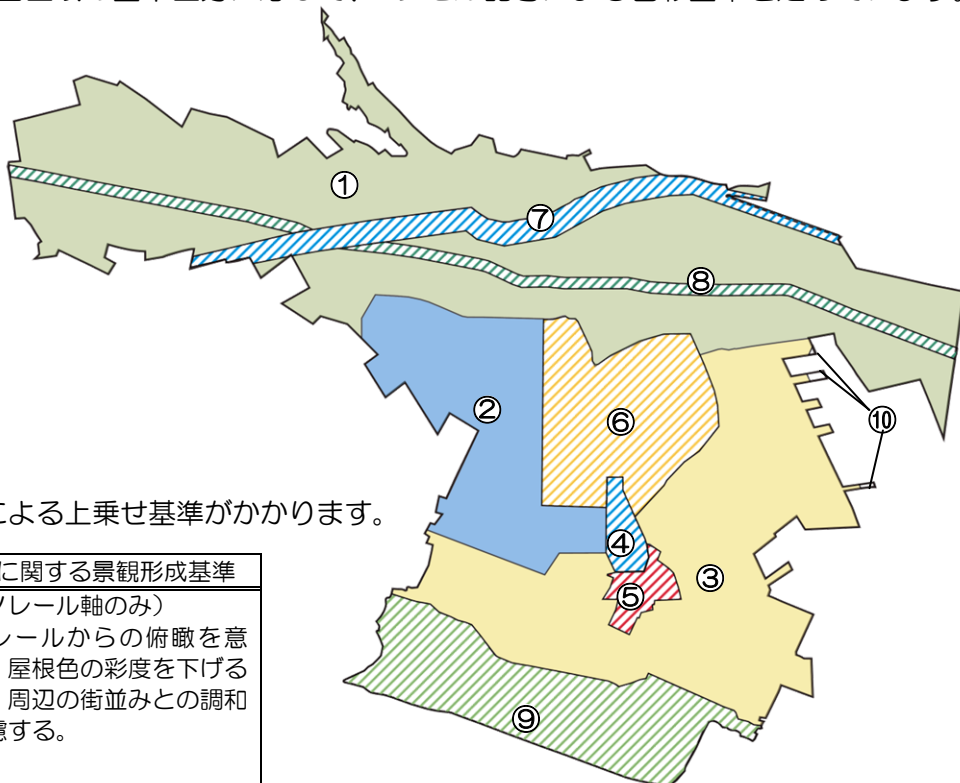
陸屋根には屋根色の基準は適用されませんが、^{ふかん}俯瞰などに配慮し、街並みに馴染む落ち着いた色彩とします。



3-3 一般地域・景観形成地区の色彩基準

立川市景観計画では、景観計画区域の基本区分に応じて、マンセル記号による色彩基準を定めています。

基本区分	
一般地域	① 砂川地域
	② 基地跡地関連地域
	③ 一般市街地地域
景観形成地区	④ 都市軸沿道地区
	⑤ 中心市街地地区
	⑥ 新市街地地区
	⑦ 玉川上水地区
	⑧ 五日市街道地区
	⑨ 立川崖線地区
	⑩ 国分寺崖線地区

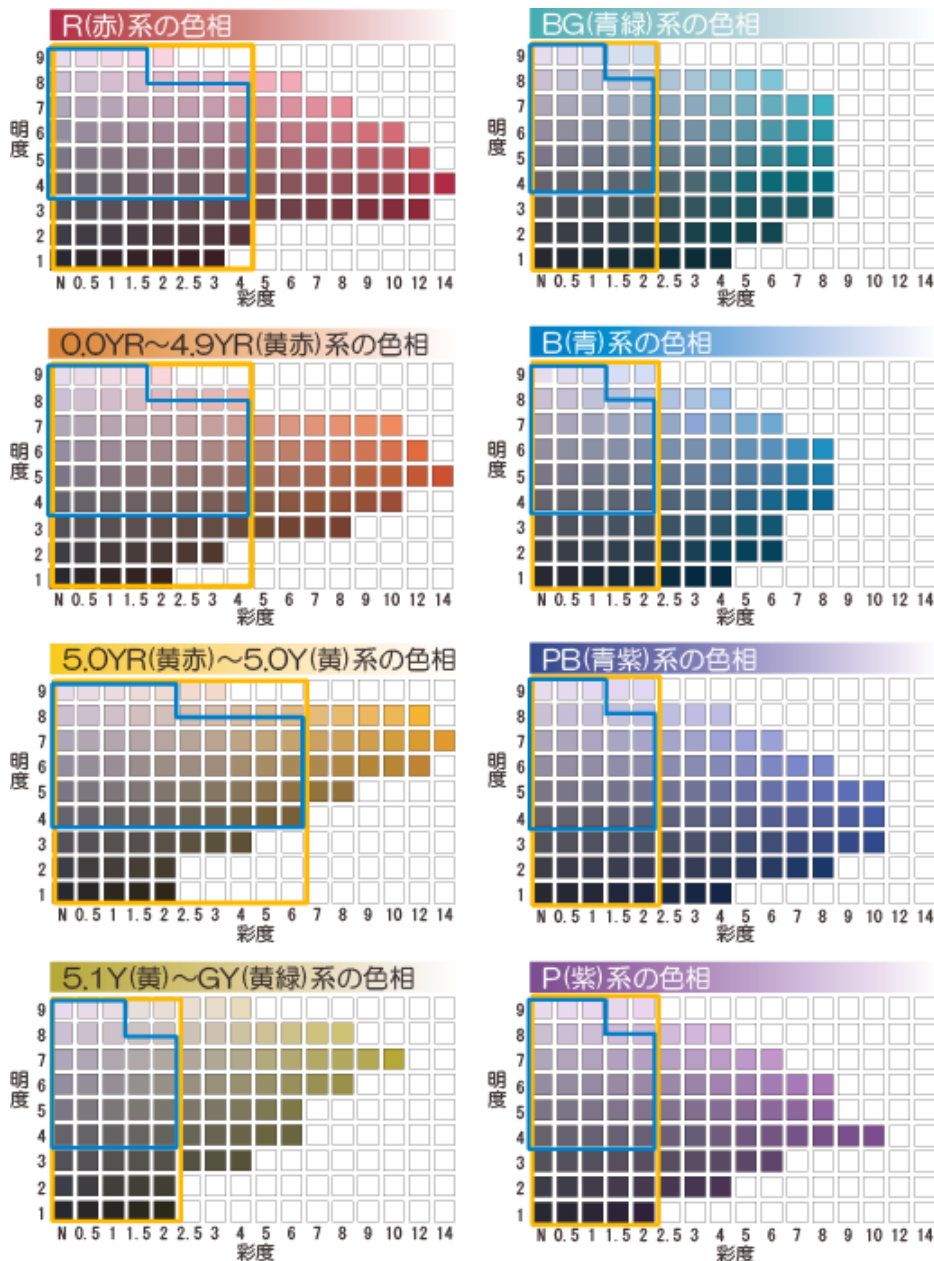


また上記に加えて、立地区分による上乗せ基準がかかります。

立地区分		色彩に関する景観形成基準
景観形成軸	モノレール軸	(モノレール軸のみ) モノレールからの俯瞰を意識し、屋根色の彩度を下げるなど、周辺の街並みとの調和に配慮する。
	幹線道路軸	
	河川軸	
景観形成拠点	歴史・文化拠点	
	公園・緑地拠点	
	商店街拠点	
	駅周辺拠点	

■一般地域【 ①砂川地域 ②基地跡地関連地域 ③一般市街地地域 】および
景観形成地区【 ④都市軸沿道地区 ⑤中心市街地地区 ⑥新市街地地区 ⑦五日市街道地区 】の色彩基準

色彩による景観形成の考え方	
①砂川地域	
②基地跡地関連地域	
③一般市街地地域	・外壁の色彩については、周辺の街並みや地域の水や緑との調和するよう、中彩度までの色彩を基本とします。
④都市軸沿道地区	・外壁の色彩については、秩序感のある建築物等による先進的な都市の街並みとなるよう、高明度・低彩度の色彩を基本とするが、歩行者空間に面しては、にぎわいの連続性が感じられる色彩を基本とします。 ・アクセント色については、特に基準値を定めないこととするが、周辺地域への影響を考慮し、国営昭和記念公園などの主な視点からの見え方に配慮した色彩とします。
⑤中心市街地地区	・外壁の色彩については、核都市「立川」にふさわしい品格の感じられる街並みとなるよう、高明度・低彩度の色彩を基本とするが、歩行者空間に面しては、駅前になぎわいの連続性が感じられる色彩を基本とします。 ・アクセント色については、特に基準値を定めないこととするが、都市の顔となる街並みへの影響を考慮し、駅前広場などの主な視点からの見え方に配慮した色彩とします。
⑥新市街地地区	・外壁の色彩については、地域の豊かな緑や広がりのある空が印象的な街並みとなるよう、中彩度までの色彩を基本とします。
⑦五日市街道地区	・外壁の色彩については、街道の風致が生かされる街並みとなるよう、中彩度までの色彩を基本とします。



色 彩 基 準			
	色 相	明 度	彩 度
外壁基本色	0.0R~4.9YR	4以上8.5未満 8.5以上	4以下 1.5以下
	5.0YR~5.0Y	4以上8.5未満 8.5以上	6以下 2以下
	その他	4以上8.5未満 8.5以上	2以下 1以下
強調色	0.0R~4.9YR		4以下
	5.0YR~5.0Y	-	6以下
	その他		2以下

凡 例	
	外壁基本色の使用可能範囲 (外壁各面の4/5以上はこの範囲から選択)
	強調色の使用可能範囲 (外壁各面の1/5以下で使用可能)



■景観形成地区【 ⑦玉川上水地区（高さ10m以上又は延べ面積500㎡以上） ⑨立川崖線地区 ⑩国分寺崖線地区 】
の色彩基準

色彩による景観形成の考え方

⑦玉川上水地区
⑨立川崖線地区
⑩国分寺崖線地区

- ・外壁の色彩については、地域の豊かな緑が街並みに映えるよう、低・中彩度の暖色系の色彩を基本とします。
- ・屋根色については、地域の豊かな緑が映える市街地から突出しないよう、明度や彩度を抑えた色彩を基本とします。
- ・アクセント色については、周辺地域への影響を考慮し、強い色彩の使用を避け、自然の緑との極端な対比とならない自然環境に配慮した色彩とします。

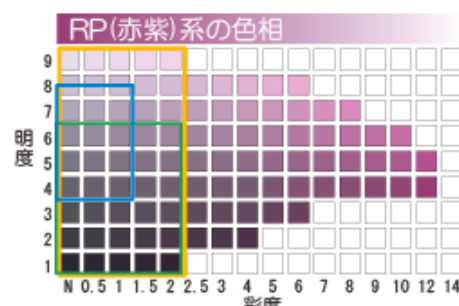
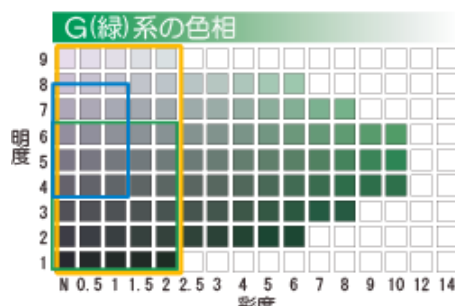
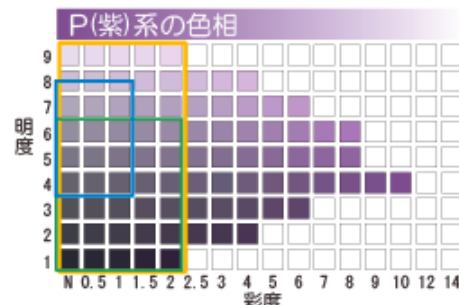
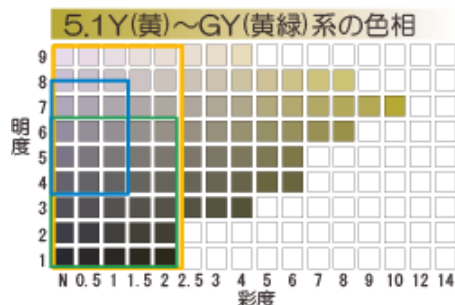
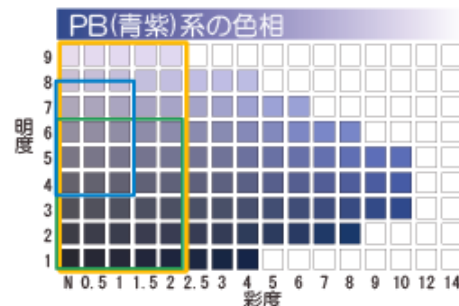
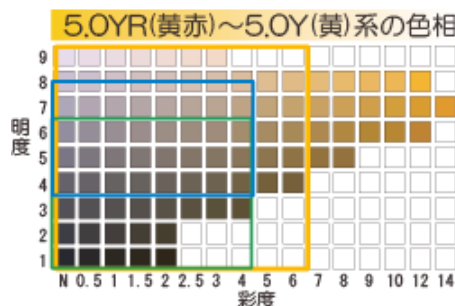
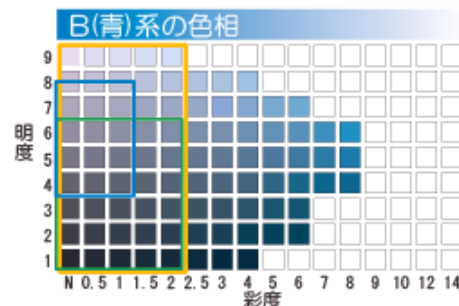
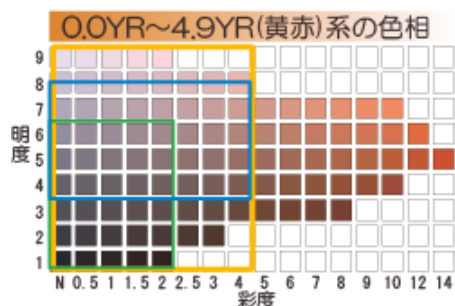
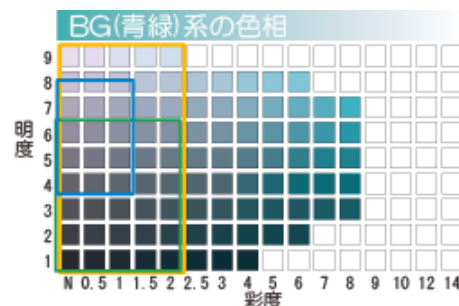
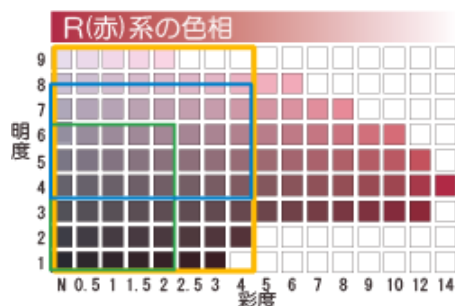
色 彩 基 準			
	色相	明度	彩度
外壁基本色	0.0R~5.0Y	4以上8.5未満	4以下
	その他		1以下
強調色	0.0R~4.9YR	-	4以下
	5.0YR~5.0Y		6以下
	その他		2以下
屋根色	5.0YR~5.0Y	6以下	4以下
	その他		2以下

凡 例

 外壁基本色の使用可能範囲
(外壁各面の4/5以上はこの範囲から選択)

 強調色の使用可能範囲
(外壁各面の1/5以下で使用可能)

 屋根色の使用可能範囲



玉川上水周辺の街並み



立川崖線下の街並み

■景観形成地区【 ⑦玉川上水地区（高さ10m未満かつ延べ面積500㎡未満）】の色彩基準

色彩による景観形成の考え方

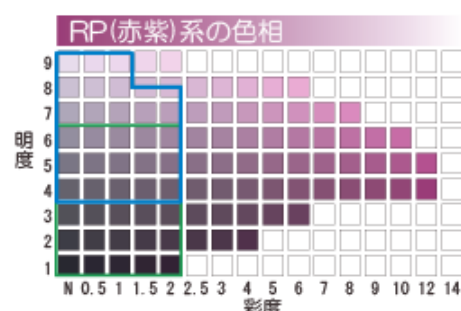
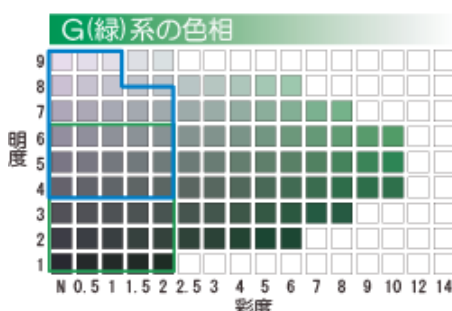
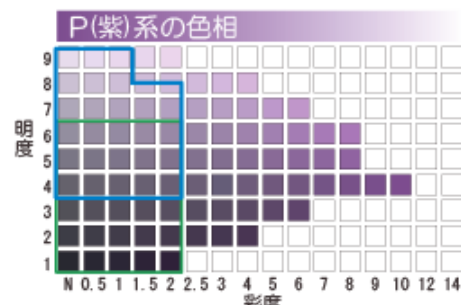
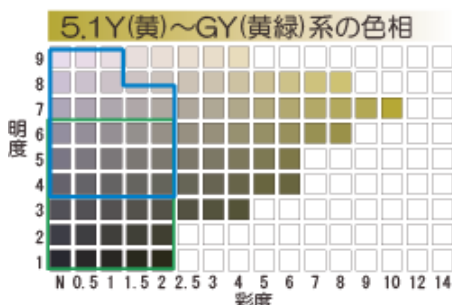
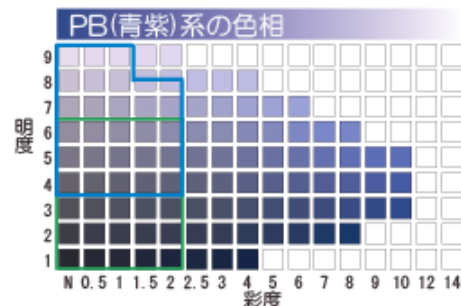
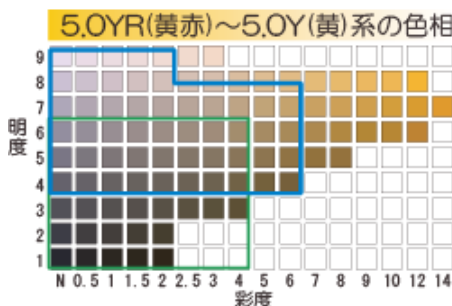
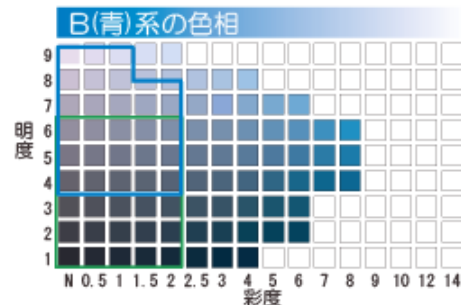
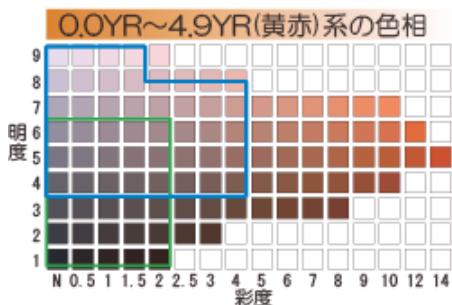
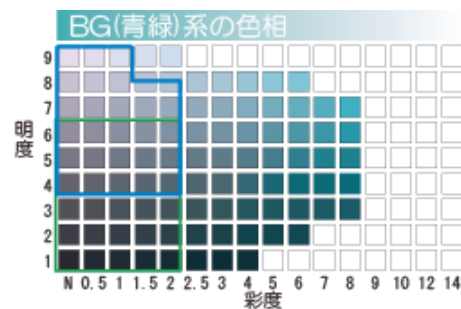
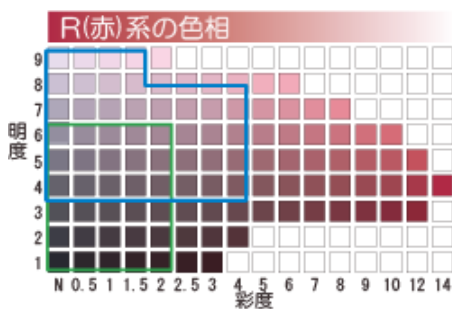
⑦玉川上水地区

- ・外壁の色彩については、地域の豊かな緑が街並みに映えるよう、低・中彩度の暖色系の色彩を基本とします。
- ・屋根色については、地域の豊かな緑が映える市街地から突出しないよう、明度や彩度を抑えた色彩を基本とします。
- ・アクセント色については、周辺地域への影響を考慮し、強い色彩の使用を避け、自然の緑との極端な対比とならない自然環境に配慮した色彩とします。

色 彩 基 準			
	色 相	明 度	彩 度
外壁基本色	0.0R~4.9YR	4以上8.5未満	4以下
		8.5以上	1.5以下
	5.0YR~5.0Y	4以上8.5未満	6以下
		8.5以上	2以下
屋根色	その他	4以上8.5未満	2以下
	その他	8.5以上	1以下
屋根色	5.0YR~5.0Y	6以下	4以下
	その他		2以下

凡 例

-  外壁基本色の使用可能範囲
(外壁各面の 4/5 以上はこの範囲から選択)
-  屋根色の使用可能範囲



玉川上水の緑を背景とする街並み



玉川上水の緑とつながる沿道の緑



モノレールからみた玉川上水と家並み

- ・街並みの中で著しく目立つものとして認識される赤や金色などの着色をしたガラスの使用は避け、ガラスの反射や透過による色彩も含めて周辺の街並み景観から突出しないことを基本とする。
- ・地域で伝統的に使われている屋根材、外壁材などがある場合は、建築物の屋根にあっては無釉の和瓦、銅版、草葺きによるものの色彩、建築物の外壁等や工作物にあっては着色していない木材、土壁、ガラス、レンガ等の材料によって仕上げられる部分の色彩についてはこの基準によらないことができるが、周辺の街並みと調和を図るものとする。
- ・地区計画や面的開発の区域などを対象に、一定の広がりの中で地域特性を踏まえた色彩基準が定められ、良好な景観形成が図られる場合や石材などの地域固有の自然素材を使用する場合については、景観審議会の意見を聴取した上で、これを尊重する。
- ・その他、良好な景観の形成に貢献するなど、本計画の実現に資する色彩計画については、景観審議会の意見を聴取した上で、この基準によらないことができる。

(注) 工作物の色彩については、建築物の外壁基本色の基準と同様にする。ただし他の法令で使用する色彩が定められているものについてはこの限りでない。また、橋りょう等で地域のイメージの核となっており、地域のランドマークの役割を果たしているもの、その他の良好な景観の形成に貢献するなど、本計画の実現に資する色彩計画については、景観審議会の意見を聴取した上で、この基準によらないことができる。

(注) 敷地が一般地域と景観形成地区に跨る場合は、原則として景観形成地区の基準を適用する。



立川市内 鳥瞰

参考資料

立川市景観計画に基づく届出等の流れ

次の行為の規模に該当する建築物の建築等や工作物の建設等は、あらかじめ景観法及び立川市景観条例に基づく届出等が必要です。また、色彩の変更などが生じた場合や、竣工など行為完了時にはそれぞれ手続きが必要です。

■届出の対象行為と行為の規模（建築物・工作物のみ）

基本区分		建築物の 建築等※1	工作物の建設等※2			
			I ※3	Ⅱ※4	Ⅲ※5	Ⅳ※6
一般地域	①砂川地域	高さ≥15m 又は 延べ面積 ≥1,000㎡	高さ≥10m, 又は 築造面積 ≥1,000㎡	—	高さ ≥5m	区域面積 ≥5,000㎡
	②基地跡地関連地域					
	③一般市街地地域					
景観形成地区	④都市軸沿道地区	高さ≥10m 又は 延べ面積 ≥500㎡	—	すべて	—	区域面積 ≥1,000㎡
	⑤中心市街地地区					
	⑥新市街地地区					
	⑦玉川上水地区	延べ面積 ≥10㎡				—
	⑧五日市街道地区	高さ≥10m 又は 延べ面積 ≥500㎡				
	⑨立川崖線地区					
	⑩国分寺崖線地区					

※1

建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

※2

工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

※3

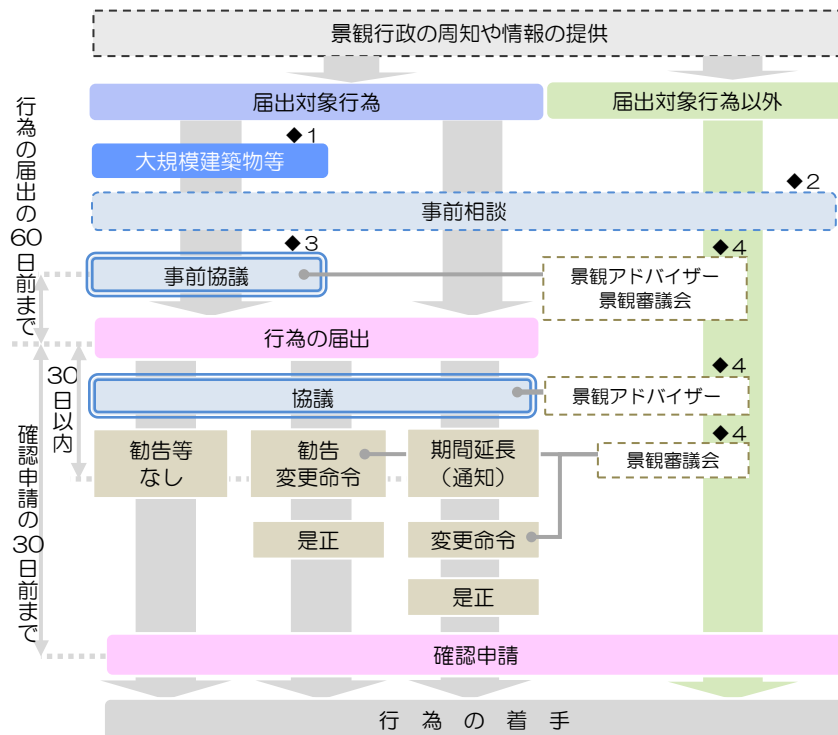
煙突、鉄柱、装飾塔、記念塔、物見塔その他これらに類するもの（架空電線路並びに電気事業法第2条第1項第10号に規定する電気事業者及び同項第12号に規定する卸供給事業者の保安通信設備用のもの（擁壁を含む）並びに電気通信事業者の電気通信用のものを除く）。昇降機、ウォーターシュート、コースターその他これらに類するもの（回転運動をする遊戯施設を含む）。製造施設、貯蔵施設、遊戯施設、自動車庫（建築物であるものを除く）その他これらに類するもの。

※4橋りょう

※5擁壁

※6墓苑その他これに類するもの

■行為の届出フロー



◆1

次に該当する建築物や工作物、開発行為をいう。

- 高さ30m以上のもの
- 延べ面積10,000㎡以上のもの
- 事業区域面積10,000㎡以上のもの
- 集合住宅で100戸以上のもの

◆2

必要に応じて事前相談を行う。

◆3

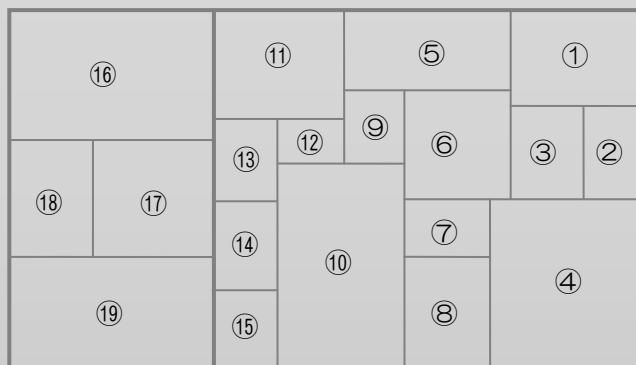
大規模建築物等に関して、行為の届出の60日以上前までに事前協議書の提出により事前協議を開始する。

◆4

必要に応じて景観審議会への諮問や景観アドバイザーによる助言等を行う。

- ・景観の届出に記載する使用予定の外装材料の色彩について、できるだけマンセル記号で提示するようにしてください。
- ・色むらのあるタイルや石材などの自然素材など、マンセル記号による届出が困難な場合には、外装材料のサンプルの提示などによって協議を行い、マンセル記号を確定することとしてください。

※なお、本ガイドラインではできるだけ正確な色再現を心がけましたが、実際のマンセル記号と図版等の色彩が異なる場合があります。



【裏表紙写真】

- ⑬街並みと富士山
- ⑭都市軸（サンサンロード）
- ⑮五日市街道の家並み
- ⑯モノレールと月夜

【表紙写真】

- ①国営昭和記念公園（日本庭園）
- ②金毘羅山
- ③生垣のある街並み
- ④砂川地域の農地
- ⑤富士山（夕景）
- ⑥国営昭和記念公園（イチョウ並木）
- ⑦新奥多摩街道のイチョウ並木
- ⑧景観に配慮された街並み
- ⑨砂川用水の石積み
- ⑩玉川上水
- ⑪国営昭和記念公園（浮游の庭）
- ⑫地域の緑とつながる沿道の緑
- ⑬柴崎分水とアジサイ
- ⑭五日市街道の蔵
- ⑮玉川上水の緑と街並み

立川市景観色彩ガイドライン 平成 25 年 3 月 発行

発行・編集：
立川市都市整備部都市計画課

〒190-8666
東京都立川市泉町 1156 番地の9
電話 042 (523) 2111 (代表)
FAX 042 (522) 9725

本書は、再生紙を使用しています。



P.2 マンセル表色系のしくみ図、P.6～8 等色相面図は、株式会社カラーブランニングセンターの著作物を基に作成しています。